尾鷲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

この尾鷲市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムは、「尾鷲市建築物耐震改修促進計画」について定めた目標の達成に向け、尾鷲市における住宅の耐震化を緊急的に促進するための施策について定めたものである。

1　取組目的

・住宅の耐震化を推進するため、住宅所有者の方に耐震化に対する理解を更に深めてもらう。
・重点的に耐震化を推進する区域を緊急耐震重点区域と定め、戸別訪問を含む、住宅所有者への積極的な普及啓発を行う。

2　緊急耐震重点区域の設定

緊急耐震重点区域は、本市の住宅耐震化の状況から次の区域とする。

緊急耐震重点区域　：　尾鷲市全域

〇対象住宅
・昭和56年5月以前に建築された住宅



津波の浸水域を優先する。

3　取組期間

本プログラムの取組期間は下記のとおりとする。

取組期間　：　令和8年度　～　令和12年度　（5年間）

	R8	R9	R10	R11	R12
戸別訪問					

4　戸別訪問の実施

戸別訪問は下記のとおり行う。
① リーフレット等を用い耐震化の必要性・補助制度を説明する。
② 不在の場合は、再度訪問する。
③ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

5　その他の普及啓発活動

戸別訪問と併せて、次の啓発活動も引き続き実施していく。
① 住宅耐震啓発パンフの配布
② 広報誌による周知

6　関係団体との連携

戸別訪問及びその他の普及啓発活動において、三重県木造住宅耐震化促進協議会及び安心なまちづくりの会と連携して活動に取り組む

7　実績の公表

・当該年度毎に訪問戸数・診断実績・改修実績の件数を取りまとめ、当該年度末までに県に報告する。
・実績の公表は、県が取りまとめ、市のHPにて公表する。

8 具体的な取組内容について

① 住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

・「4　戸別訪問の実施」により実施する。

② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

・ 耐震診断結果報告時に受託事業者等から住宅所有者に対して、改修補助制度等の説明を行う。

・ 耐震診断後、耐震改修を行っていない住宅所有者に対して、戸別訪問等により耐震改修を促す。

③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

・ 県と共に、改修事業者の技術力（耐震改修工法、金融知識及び営業上の工夫等）向上に係る講習会等を開催し、ホームページ等より改修事業者リストの情報提供を行う。

④ 耐震化の必要性に係る普及啓発

・「5　その他の普及啓発活動」により実施する。

・ 庁舎において、耐震化の必要性に係るブース展示を行う。

9 住宅耐震化に係る支援目標

・事業実績及び目標（件数）

木造住宅耐震化 支援事業	R7	R12（目標）
耐震診断	14	20
耐震補強設計	2	3
耐震補強工事	1	3

10 取組実績に関する自己評価

①前年度（令和7年度）の取組実績

・ 木造住宅耐震化支援事業については前記による。

・ 8①関連:光ヶ丘、宮ノ上町の（88戸）を対象に戸別訪問を実施した。

・ 8②関連:耐震診断事業の受託事業者である三重県木造住宅耐震促進協議会、安心なまちづくりの会の診断員により、診断結果報告時に住宅所有者に対して、耐震補助制度の説明を行うとともに、耐震改修を促した。
　また、上記、戸別訪問実施の際に、耐震診断後耐震改修を行っていない住宅にも訪問し耐震改修を促した。

・ 8③関連：耐震改修事業者を対象に、三重県、県内29市町主催による、安価な耐震改修工法の習得、住宅所有者への説明技術の習得等、木造住宅の耐震改修促進のため必要な知識・技術・考え方を習得するための説明会を令和7年度に実施した。
　また、ホームページ等により改修事業者リスト等に関する情報提供を行った。

・ 8④関連：ホームページや広報誌による周知、庁舎において耐震化を普及啓発するための展示を行った。

② 前年度（令和7年度）の課題

・ 住宅の耐震化を推進するため、引き続き戸別訪問等により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す必要がある。

③ 令和8年度の取組方向

・「8 具体的な取り組み内容について」により実施する。